

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和7年度 第1回松阪市景観審議会
2. 開催日時	令和8年3月24日(火) 午前10時00分から午前11時55分
3. 開催場所	松阪市殿町1315-3 松阪市教育委員会事務局 2階教育委員会室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、大井 隆弘(副会長) 地主 昌美、 宮本 留規、小林 秀、山本 真帆、中北 直子、 榎井 孝明  (事務局) 都市計画課長：大島 威 景観担当主幹：政木 志保 景観係：船木 精二
5. 開催および非公開	公開、一部非公開
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

# 令和7年度 第1回松阪市景観審議会 事項書

日時：令和8年3月24日（火）10時00分より

会場：松阪市教育委員会事務局 2階教育委員会室

## 1. あいさつ

## 2. 報告事項

（1）松阪市景観計画運用実績について

（2）歴史的建造物の保全について【非公開】

（3）景観法と歴史まちづくり法の改正について

## 3. その他

事務局 ・ 審議会の開会  
・ 傍聴者の説明 等  
・ あいさつ  
・ 配布資料の確認

事務局 それでは、議事進行につきましては、松阪市景観規則第 25 条の規定により、浅野会長にお願いしたいと思います、  
会長、よろしくお願い致します。

会長 皆さんおはようございます。  
本日は、お忙しいところ、令和 7 年度松阪市景観審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。  
まず、本審議会の成立の可否について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の出席者につきましては、景観審議会委員、9 名中 8 名の方にご出席を頂いております。松阪市景観規則第 26 条第 2 項の規定により、本審議会は成立しております。

会長 それでは、審議会が成立しているということですので、事項書に沿って進めさせていただきます。  
今日は、報告事項として 3 つの案件があります。  
(1) と (3) の報告事項に関しては、公開とさせていただきます。(2) の報告事項に関しては、個人情報等を含むため非公開とします。  
進め方は、事務局から説明を受け、報告事項ごとに委員から質問等を受ける方法でよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
それでは、報告事項事項 (1) 松阪市景観計画運用実績について、事務局より説明してください。

事務局 報告事項 (1) 松阪市景観計画運用実績 (前半) について説明

会長 報告事項がたくさんあるので、一旦ここで区切りましょう。  
今年度も、景観計画に基づいて、事務局の方でいろいろと運用していただきました。ここままで、委員の皆さんからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 このような報告事項の内容は、市民にも公表されているのでしょうか。

事務局 公表しておりません。

委員 3 ページに記載のある面積は延べ床面積かと思うので、資料に出していただく際は、床面積であることが分かるように表現していただいた方がよいと思います。

事務局 こちらの面積は、延べ床面積ではなく、建築面積です。A 棟のみの面積となっています。

委員 行為の規模を示すのであれば、延床面積等もあった方がよいのではないのでしょうか。

会長 今ご指摘いただいた表記に関しては、今後事務局で確認していただくこととして、補足すると、ポイントは景観計画で「高さ 10m を超えるもの、若しくは建築面積 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの」は届出対象となると規定されているので、高さも一緒に記載してもらった方がいいかもしれません。高さと建築面積のどちらが届出対象規模となる場合もありますし、両方で対象規模となる場合もあります。

委員 確かに、面積でものを見ているわけではなくて、実際に立ち上がったところでどれくらいの壁が見えてくるかが大切ですよ。高さを表記することはいいことだと思います。

あと、1 つ気になったところがあるので、皆様のご意見を伺えたらと思います。

5 ページの工事後の写真を見ると、結構鮮やかな水色が使用されていますが、8 ページの工事後の写真を見るとエントランス部分に鮮やかな黄色が見えています。割合を基にビビットなカラーを認めることになってはいますが、これが誘導につながっていないかと思うのですが、いかがでしょうか。差し色を積極的に入れようと思っていませんか。

事務局 8 ページの工事後は鮮やかな黄色に見えますが、景観形成基準で定める色彩の範囲内になります。5 ページの工事後の水色は範囲外で、アクセントカラーとなります。

委員 では、8 ページに関しては、実際に見るともう少し違うかもしれませんね。

せつかくあるルールが逆に鮮やかな方に転ぶこともあるかもしれません。もちろん施主さんや設計士さんの裁量の中で判断していただくことが当然あると思いますが。

事務局 5 ページの工事では、松阪木綿を意識されたデザインでアクセントカラーを使用していますが、その使用は一部のみに抑えた計画としていただいています。

委員 分かりました。

会長 黄色とかマンセル値で許容していますが、どちらかという民間事業者の方が商

業施設で使用したい時にというので規定しています。マンセル値の範囲内であっても公共施設はできるだけ原色系の使用を控えた方がいいですね。今後の参考にしてください。

事務局 8 ページのコミュニティセンターのエントランスの黄色については、車が出入りする部分でもあるので、目立つようにとの意図もあったと思います。今後は、マンセル値内であってもできるだけ抑えるように協議していきたいと思います。

会長 そういう事情もあるのですね。分かりました。では、他の委員の方はいかがですか。

委員 5 ページの県営住宅の件ですが、私どもの組合が県営住宅の指定管理をしています。この先建て替えはなく、古い建物を利用していくことになりますが、古い建物だと借り手がなかなか見つからないことから、こういう改修をしています。このような改修は良くないでしょうか。最近、孤独死事案が多いので、できたら若い世代に入居していただきたいということがあっての色合いかと思っています。

委員 おっしゃるとおり、リニューアルする工事の時に何かしら色の効果を使ってメリハリを強調したりします。それを否定するというよりは、設計士さん、施主さん、居住者の方々が総合的に判断されたらいいと思います。逆に、差し色でビビットな黄色が入ってくる時に、ルール上でここまでやっていいんだと受け取られ、積極的に入れる方向に向かなければいいなと思っています。

委員 分かりました。

会長 では、私からも、4 ページの届出等実績に太陽光発電施設とありますが、メガソーラーではなく、1,000 m<sup>2</sup>を超える小規模タイプのもものが分散しているといった感じでしょうか。

事務局 はい。1,000 m<sup>2</sup>から 3,000 m<sup>2</sup>台サイズのものが多いです。

会長 わかりました。全国の地方自治体から太陽光発電施設の立地規制をしてほしいというニーズが多くあり、政府も検討を始めるようです。新聞にも報道されました。青森県が県としての規制で動き始めています。再生可能エネルギーは使っていかないといけないので肯定しますが、設置場所の面で景観と両立しうまくやることが重要です。市街地に近い場所や、歴史的な町並み、自然景観の美しい場所ではできるだけ避けてもらうように。今まで明確な規制がなかったので今後そういう方向で動くことが期待されます。

少し心配なのは、松阪市は 5 年～10 年ほど前に、メガソーラーについてたくさん

審議しました。メガソーラーが収まってきたのは安心ですが、小規模タイプのものが農地の間とか住宅地に接近するようになってきているので、将来問題が発生しないといいなと思います。

では、他にお意見ご質問などはいかがでしょう。

それでは、前半に引き続き後半について説明をお願いします。

事務局 報告事項（1）松阪市景観計画運用実績（後半）について説明

会長 それでは、後半部分について、委員からご意見ご質問などはありませんでしょうか。

委員 景観絵画コンクールで毎年お世話になっております。巡回展示で、観光交流センターに展示していただいています。皆さんいつも楽しみにしてみえるのと、観光客の方からもこの場所に行ってみたいわ、というお声も聞かせていただいています。非常にありがたく今後もぜひ続けていただけたらと思います。

会長 観光客の方にも評判がいいんですね。それは応募した小中学生も大変嬉しいと思います。また、外から来た人のコメントとかありましたらぜひまた教えてください。ありがとうございます。

他に委員の方、何かご質問などいかがでしょう。

会長 景観絵画コンクールについては、委員からもお話がありましたが、今年度も多くの小中学生から応募があり盛況だったと思います。それから今年度は景観交流会に参加している重点地区、重点地区（候補）の方にも選考していただいたので、ぜひその取り組みも今後も定期的にしていただけないかと思います。審査員だけで審査するよりも地元の方にも審査していただくのはいいことです。自分たちの住む重点地区を子どもたちが絵にしてくれているというのは、地元の人にとっても関心を高めていただけるのではないかと思います。今年の企画はとてもよかったです。ぜひ継続していただけたらと思います。

会長 報告事項の 22 ページのところに、今年 12 月開催予定の全国町並みゼミの案内がありました。私は全国町並み保存連盟の理事をしており、この松阪大会にも参加します。あと、副会長にも参加していただく予定になっています。具体的なチラシなどができたら事務局から景観審議会の皆さんにもご連絡をお願いします。昭和 62 年の第 10 回大会を松阪市で開催し、今回 39 年ぶりとなります。当時は、殿町の町並みを重伝建地区にもっていかどうか大きな話題となっていました。全国的にみて、松阪市は早い段階から町並み保存をするかどうかを議論していました。町並み保存を頑張っている他の市町も来て、報告をしてくれる予定となっています。松阪市の景観計画の今後の在り方を考える上でも他市の取組は参考になるのではない

かと思えます。ぜひ審議会委員の皆さんにもご参加いただければ幸いです。

最後に、24 ページの屋外広告物の許可申請件数に関して、重点地区内での動きなどがあれば教えてください。重点地区に看板を出す場合、より景観に配慮していただけるものを増やしていきたいと思えます。

事務局 重点地区での動きは特にありません。自家用で看板を設ける場合は、まちなみルールで2㎡までと決まっており、景観法の方でチェックをすることとなっています。

会長 看板を出される場合は、できるだけ木造で看板を出していただくとか、そういった形で協力していただけるといいですね。今後とてもいい看板が出されたりしたら紹介していただければと思えます。

事務局 分かりました。

会長 他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。  
それでは、報告事項(1)は以上とさせていただきます。  
次の報告事項に入ります。次の報告事項(2)歴史的建造物の保全については、歴史的建造物の議論で個人情報等を含みますので、非公開とさせていただきます。

#### 【 非公開部分 】

会長 ここから、また公開とさせていただきます。  
それでは報告事項(3)景観法と歴史まちづくり法の改正について、私の方から話題提供させていただきます。

会長 まず資料の3-1を見てください。  
これは、国土交通省が先月に公表した内容です。景観法ができて20年経過しました。そして、もう1つ、景観法と一緒に使うと成果が出る、歴史まちづくり法という法律もでき、制定されて15年経ちました。この間、大変多くの自治体が景観法を使ってまちづくりに取り組んだり、歴史まちづくり法を使ったりして、ずいぶん成果が出てきました。これまで法改正されてきませんでした。国土交通省として初めてバージョンアップしようということで、今年度ワーキングが立ち上がり、取りまとめを行いました。私は国土交通省の方から依頼を受けて委員長として、景観計画や歴史まちづくり計画の専門家、関連省庁の農水省、環境省、文化庁、官公庁の職員と議論を行ってきたところです。法改正の方向性がはっきりしたので、国土交通省が案を公表し、先日閣議決定されたというところまで聞いてます。おそらく新年度に入ってから国会で審議されるのではと思えます。今回の法改正を、松阪市でも上手に使っていただけると今までやってきたことをさらに後押しできるのではと思えます。

それではポイントを説明します。今回の議論は、3つあります。第1章が、歴史まちづくりの裾野拡大による地方の魅力向上、第2章が景観行政団体間の連携による広域景観の保全、第3章がエリアリノベーションによる景観再生と地方への投資拡大です。エリアリノベーションという用語はなかなか普段聞かないと思いますが、これは空家対策だと思ってください。

まず、最初の論点、第1章は歴史まちづくり法の改正に関わる部分です。表を見てください。今まで歴史まちづくり法は、国指定の文化財でないと、補助しませんということでスタートしたので、最初はちょっとハードルが高かったです。国の重要文化財とか史跡とかを持っていない自治体は応募ができませんでした。15年間やった結果、多くの自治体から大変評判が良いこと、そして応募ができなかった市町村からは自分たちのところも応募ができるようにしてほしい、との要望があることが分かりました。先ほど話した通り、全部の市町村が国レベルの重要文化財や史跡を持ってるわけではありません。都道府県や市町村レベルの文化財、国の登録有形文化財であれば持っている市町村も多いので、拡大しようとなりました。できるだけ地方都市を再生していくために国としてもかなり制限を緩和して、多くの自治体で手を挙げていただけるようにしよう今回ワーキングで議論し、一気に拡大したという状況です。松阪市に関して言うと、御城番屋敷や旧長谷川家住宅は重要文化財であり、松坂城も国の史跡です。中心部は国の文化財がたくさんあって以前から応募できる状況でした。以前、松阪市には私の方から提案しましたが、文化財は文化庁の補助事業があり、景観法はまずは市の単費でやってくという方針でした。今まではそれができたと思います。ですが、これから空家対策等の問題も出てくると思いますので、歴史的建造物の対象となる重要なものを取り壊さずまちづくりで活用してもらえないかという物件が増えてくると思います。松阪市はすごく条件がいいので、今後は、歴史まちづくり計画に手をあげていただいたらどうかと思います。それから、中万地区や市場庄地区においても、登録有形文化財等を増やしていけば、歴史まちづくり計画の対象になるので、中心部の城下町以外のところも拡張できます。この制度を上手に使うということ、また機会があれば市長にお話ししたいと思います。今まで松阪市は松阪市の予算で頑張ってきたので、そろそろ国の補助事業を上手に使う、持続するようなまちづくりに持っていくといいのではないかと思います。繰り返しますが、いいタイミングで歴史まちづくり法が改正されたという状況です。私もこういう方法で、地方自治体の取り組みの大変さ、人手不足予算不足、やる気があってもなかなか予算がつかないのでできないという状況を国の方でも話をして、このような拡大をする方向になってきました。

それから、第2章は、景観法の改正に関する内容です。直接、松阪市には関係ありませんが、都道府県がもっと景観計画を使えるように緩和するというものです。現在の景観法は、基本的に市町村が景観行政団体になって、景観まちづくりをやってくださいという仕組みになっていますが、20年間たった結果、隣の市町村と共有するいい景観がある、そういった地区がたくさん出てきました。例えば、富士山がよく取り上げられますが、富士山のある市町村が景観計画を使って、高さ規制を行

い富士山が見えるように守っても、その市と富士山の間にある市町村が景観計画や高さ制限を行わなければ、高いマンションとかが建つこともあり、一生懸命頑張っても富士山が見えなくなってしまうことがあります。そのため、静岡県内でも広域で連携しようという動きが出てきています。それから、この資料に出ているのは大分県の取り組みですが、大分県では別府湾が見える風景が共通の美しい景観と位置づけているようで、複数の市町村が共同で別府湾の景観を守ろうと、広域景観への意向が大分県からも出されています。今まで、まずは市町村中心にやるということでスタートしましたが、都道府県が調整できるように法改正した方がいい場面もあるということも分かってきたので、この第 2 章は、都道府県も頑張ってくださいという法改正です。

次に、第 3 章は、松阪市を含めて全国の市町村に関係があります。エリアリノベーションという英語を使っていますが、分かりやすく言うと、あるエリアを決めて、空家が多い地区を集中的に景観再生して、そこに民間の人が投資してくれるような、そういったまちづくりの仕組みを作っていこう、そのために今まで、法律上いろいろとハードルが高かったところを低くして、民間活力が参入しやすいようにしようということです。松阪市も先ほど報告していただいた通り、建築家クラブの皆さんの協力をいただいて、蔵の再生ができました。行政が全部空家再生するのは不可能なので、民間活用を使っていい町屋等を使っていただくような、民間の動きを後押ししようということで今回法改正をしています。詳細は法改正が通れば、また解説をさせていただければと思います。今、景観法で景観整備機構が制度化されていて、松阪市の場合ですと三重県建築士会松坂支部が景観整備機構に認定されています。景観整備機構は市の景観行政をフォローして普及啓発に協力していただいたり、景観アドバイザーとして参加してもらって、補助金の審査等に協力していただけたといったような、当初景観法が想定しているのは市町村の景観行政をお手伝いして助けていただくような役割でした。これからは新しいタイプの景観整備機構を設けて、空家再生を行う民間機関の方を市が条件をつけて認定し、その組織が地域に入って所有者の方から信頼得て、空家再生がしやすくなるように後押しをしていく、そして、松阪の蔵の再生のような事例をもっと増やしていこうというような取り組みです。第 3 章は、かなり多くの市町村が期待していると思われます。おそらく、第 3 章の空家対策は、今後この通りに法改正できれば、成果を上げていく自治体が増えていくのではないかと思います。いい景観整備機構の方たちが現れて、民間の力で、蔵の再生とか町屋の再生とかが進むのではないかと思います。これが進むと、先ほど私がお話した通り、空家対策法に基づき空家対策について別部局が進めていますので、管理不全空家等に認定されたものに積極的に景観整備機構の方が入っていただいて、例えば、取り壊さず蔵を活用しませんか、とかやっていただくと、何件かに 1 件はいい方向に動くのではないかと思います。これも今回、市町村からの要望を踏まえて、活用特に力を入れたというふうに言えるかと思います。以上が、主な改正点です。

次に、資料 3-2 を見てください。この新都市は、国土交通省の関連団体の都市

計画協会が出している冊子です。委員長を務めたこともあって解説の依頼があり、今回の法改正の議論の様子を執筆させていただきました。手短にお話しますと、まず、19ページの第2章で、歴史まちづくり法の法改正に関する議論のポイントを書いています。たくさん議論しましたが、法改正に関わるところはポイントを絞って議論しました。先ほど説明しなかったところは、法改正をしなくても運用指針の改正で対応できることがたくさんあるということです。法改正の部分は、ここに書いてありますが、対象とする文化財の種類の大拡大と言うことで、先ほどお話した通り、現在は国指定レベルの文化財に限定されていて、そこから漏れているものがたくさんありましたが、15年間の運用期間を経て、都道府県や市町村レベルの文化財を使った歴史まちづくりも認定しますと、ここが大きく拡大したがポイントです。ご存じの通り、文化庁は登録有形文化財等を所管していますが、登録有形文化財の件数が多くて、文化庁としては1件1件の修復の費用の補助までは出せないということで、今回、国土交通省の歴史まちづくり計画に載せながら登録有形文化財を活かしていただければ、との流れになってきている状況です。それから20ページの第3章は、歴史まちづくり法の運用指針等の改正についてです。先ほどお話した通り、現在の法の文章のまま、運用指針を改正することによって対応できる問題はたくさんあるということ整理しているものです。この辺りは、松阪市で歴史まちづくり計画ができると関連してくる内容になるかと思いますので、また関心がありましたら見ていただければと思います。特にここは、先ほど松阪市でも、歴史的建造物の定義を建設されてから50年経過したものというシンプルな表現にしようということで議論がされていましたが、歴史まちづくり法は、当初人々の活動というのは50年以上を継続しないといけないと規定していてハードルが高かったのです。50年継続している活動というと伝統的なお祭りなど、そのようなものしかなかなか残ってこない状況です。歴史的な建物が残ってもその活用が約20年単位で変わっていくことがありますので、例えば、その建物を残すために市民が10あるいは20年間そこを文化会館のような形で利用して文化活動をたくさん行っていたら、その活動は50年続いているけれども、歴史的な建物を保存、保存活用する上ですごく価値が高いということで、10年あるいは20年ぐらいであってもいい活動は認定してみましよう、その活動を応援するための予算補助等を求めていこうということで、この辺りの歴史の解釈もかなり柔軟にやっています。背景としてはやっぱり地方とその歴史文化を生かしたまちづくりを応援していこうというのが大きな背景にあるというふうに思います。それから、21ページの景観エリアリノベーションについて、また関心がありましたら読んでいただければと思いますが、先ほどお話をした通り、民間活力を使って空家の再生を進めていきたいと思いますというものです。民間にも、蔵や町屋等を再生していきたいと考えていらっしゃる方もおられますので、そういった方に、歴史的なまちに入っていて、取り壊される不動産をできるだけ少なくし、有効に活用して観光まちづくり等につなげていこうというのが、この解説の最後の提案になっています。21ページの第5章では、今回の法改正の議論の特徴を書いています。最初に書いているのが、歴史景観資源を活かしたまちづくりの対

象範囲の拡大ということで、いろいろな活動が地域で評価されるようになってきていますので、対象範囲を拡大していこうというのが1つ大きな流れです。それから次が、歴史的建造物などの活用を促進する、リノベーションプロジェクトの支援ということで、繰り返しになりますが、急速に空家化する物件が増えてきていますので、そういった中で歴史や文化を活用する価値のあるものは積極的に活用していこうと、これはもう景観法と歴史まちづくり法の共通する考え方です。それから、最後に22ページではこれも繰り返しで、やっぱり分割が重要であるということで、行政主導で、税金を使って歴史まちづくりをやっていくことはもう限界であって、やはり民間の方に協力していただいて、みんなで歴史まちづくりをやっていくという状況になっている、これが景観法や歴史まちづくり法改正するときに共通する考え方の背景という状況になっているということです。それから、最後に書いていますが、時間の関係でまだまだ踏み込めなかったところもありまして、それはまた次の法改正の課題だと思います。例えばコンパクトシティ、人口減少で空地空家が増える中で、松阪市の都市計画課でも立地適正化計画を作って、コンパクトなまちにしていくように動いています。コンパクトなまちづくりと歴史まちづくりの関係をより密接なものにしていくための検討であったり、それから再生可能エネルギー施設について、各地でメガソーラーができていて、すでに一部問題になったりしてきています。それから、小規模な太陽光発電の施設が、空地や農地等にかなり入り込んできているという状況で、政府もそれを検討しないといけないと考えているようです。今後、政府からも、再生可能エネルギーに関する法改正ができるかもしれません。それから最後に災害対応について、近年とても災害が増えてきていますので、災害対応のことも考慮しながらいかにして持続性のあるまちにしていくか、そのような視点からも引き続き景観法や歴史まちづくり法を使った地域の活性化を検討しないといけないのではないかとというのが今回の法改正の課題として指摘されている点です。

私の方からの報告は以上です。今後、法改正されましたら景観アドバイザーの皆さんにもお伝えいただき、うまく新しい制度改正につなげていただけたらと思います。よろしくお願いします。

ただいまの両方の法改正の案について、委員から何かご質問ありますか。

委員

先ほど言ってみえた民間の活力を活用してという点はすごくよいことだと思います。しかし、近年、外国人問題、所有者調べると外国に籍があり、ルールを守らないという問題がすごく多く、また私たちの業界でもハード面の年度比率の約半分が外国系の企業で、新入会員として入ってきている状態です。今後、儲かったら何でもいいという感じでどんどん侵食してくると、せつかくいい制度が侵食されてくるのではという危惧があります。三重県内だと、昨年度で1件ですが、東京都内は約半数以上が、外国系というのが現状です。京都も多いです。

この辺を、先生とともに考えていけたらなというふうに思うので、よろしくお願いします。

会長 首都圏、京都は多そうですね。民泊の問題もよく取り上げられていますね。気をつけたいと思います。もし何か三重県で具体的な問題があったらぜひまた教えてください。よろしくお願いします。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

会長 それでは、私からの話題提供は以上とさせていただきます。  
では、3番目のその他事項ですが、事務局から何かありますか。

事務局 特にございませぬ。

会長 それでは、1点だけ。建築物省エネ法が施行され、住宅は高气密化高断熱化となりますが、それだと歴史的な建造物が抵触してしまうので、緩和措置というのを確か検討していると思います。三重県の建築士さんが確か検討していると思うのですが、その動きはまだ特に聞いてないですか。私も1回相談されました。

委員 聞いておりませぬ。

会長 分かりました。

建築物省エネ法が施行されましたので、一般的な建物はこれから高气密高断熱にしていけないといけないという状況で、そうすると歴史的な建物がその対象になるので、京都市などは対象外として歴史まちづくりと共存できるような対策を立てていると思います。歴史的な地区はどこもそれが課題になっていて、三重県は確か、県の建築開発課が中心となりながら検討していたと思うので、もし、その情報があったらそれをまた景観審議会に話題提供していただけないでしょうか。景観アドバイザーの方にもお伝えしていただけて、その流れと歴史的建造物の認定、空家対策がうまく共存できるような松阪市のいいやり方を検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

近年は本当にいろんな法改正が進んできています。温暖化対策や人口減少などで。よろしくお願いします。

会長 それでは、3番のその他事項は特になぬということですので、本日の議事は以上とさせていただきます。

お忙しい中、第1回の松阪市景観審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

事務局 閉会のあいさつ